

「年一回性賞与の軽減税率」と「外国籍者に対する福利手当非課税」
政策の 2027 年末までの再延長決定
(中国個人所得税法)

大野木マイツ 平出

今年 2023 年 12 月末に適用の期限を迎えることになっていた「年一回性賞与の軽減税率」と「外国籍の者に対する住宅費用等福利手当の非課税政策」がどちらも **2027 年 12 月末まで延長** されることになりました！

財政部税務総局は 8 月 28 日に、「年一回性賞与の軽減税率」と「外国籍の者に対する福利手当の非課税政策」の優遇措置を 2027 年末まで再延長することを公表しました。

「年一回性賞与の軽減税率」については、2023 年 8 月 18 日付の【財政部税務総局公告 2023 年第 30 号】で、「外国籍の者に対する住宅費用等の非課税政策」については、【同公告第 29 号】で、それぞれ 2027 年 12 月 31 日まで適用される旨が規定されています。

以上